

安全保障理事会決議 2352 (2017)

2017年5月15日、安全保障理事会第7939回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンにおける状況に関する安保理の従前の諸決議と安保理議長諸声明、並びに、特に、諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2156 (2014)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015)、2251 (2015)、2287 (2016) および 2318 (2016) 並びに議長諸声明 S/PRST/2012/9 および S/PRST/2013/14、並びに 2012年6月18日、2012年9月21日、2012年9月28日、2013年5月6日、2013年6月14日、2014年2月14日、2014年3月17日、2014年12月11日および2015年11月27日の安保理報道声明を想起し、

スーダンおよび南スーダンの主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的と原則に対する、安保理の強い公約を再確認し、そして善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

国家の領土的境界は、力により変更されてはならないこと、またあらゆる領土紛争は、平和的手段により専ら解決されるものとするをくり返し表明し、包括的和平協定 (CPA) のあらゆる未解決の問題の十分且つ緊急の実施に対して付与する優先事項を確認し、またアビエイの将来の地位は CPA に適合したやり方での当事者間の交渉によりそしていずれかの当事者による一方的な行動ではなく、解決されるものとするを強調し、

アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011年6月20日協定、国境警備と合同政治安全保障メカニズム (JPSM) に関するスーダン政府と南スーダン政府との間の 2011年6月29日協定およびスーダン政府と南スーダン政府との間の国境監視支援ミッションに関する 2011年7月30日協定、並びに協力と治安取極に関する 2012年9月27日協定、JPSM の 2013年3月8日の決定、およびアフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) の後援の下でアディス・アベバにおいてスーダン政府と南スーダン政府により達せられた 2013年3月12

日の実施マトリックス、並びに 2015 年 10 月 13-14 日の JPSM の臨時会合および 2016 年 6 月 5 日の JPSM の通常会期においてスーダン政府と南スーダン政府により為された公約を想起し、

スーダンと南スーダンとの間の二国間関係の改善に関する進展を奨励し、そして国境警備の問題に関する対話と調整を可能にするため、JPSM および合同国境委員会と合同画定委員会を含むその他の合同メカニズムの定期会合の必要性を強調し、

スーダンおよび南スーダン両政府に対し、2011 年 6 月 20 協定に規定されたアビエイ地区の行政と治安のための暫定協定の実施に向けた進展を新たに活気づけることを促し、

現在の緊張を緩和し、分離後の関係に関する交渉の再開とその関係の正常化を促進するため、スーダン共和国と南スーダン共和国との間の状況に関するアフリカ連合の取組に対する安保理の十分な支援を表明し、そしてアフリカ連合の継続した関与の重要性を強調し、

武力紛争下の文民の保護に関する 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006)、1894 (2009)、2175 (2014) および 2222 (2015)、子どもと武力紛争に関する 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011)、2068 (2012)、2143 (2014) および 2223 (2015)、人道要員および国際連合要員の保護に関する 1502 (2000) 並びに女性、平和および安全保障に関する 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010)、2106 (2013)、2122 (2013) および 2242 (2015) の安保理の従前の諸決議を再確認し、

あらゆる性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性と子どもに対して犯された違反および虐待についてを含む、効果的な人権監視と報告の必要性を強調し、アビエイ地区における人権監視の運用化に関する進展がないことに留意し、そしてこの目的に対する当事者による事務総長との協力がいないことに安保理の懸念をくり返し表明し、

安保理決議 2086 (2013) が、国際連合ミッションの職務権限を確立しまた更新する場合に、紛争後の状況におけるジェンダー平等の保護と女性の地位と能力の向上に関する規定と子どもと武力紛争に関する規定を含めることの重要性をくり返し表明していることを想起し、そして決議 1325 (2000) および 2242 (2015) を含む、女性、平和および安全保障に関するその後の諸決議の完全実施に対する

執拗な障害は、女性の地位と能力の向上、参加および人権に対する熱心な関与を通して、また意思決定のあらゆるレベルにおける女性の関与を築くため、上手くまとめられた指導力、首尾一貫した情報と行動、並びに支援を通してのみ破壊されることを強調し、

安全非武装国境地帯（SDBZ）に関して 2011 年 11 月に AUHIP により提示された地図についての 2015 年 10 月 13 日－14 日の JPSM 会合におけるスーダン政府と南スーダン政府の受諾、中心線が軍隊間を分ける線の唯一の位置であるというその合意、並びに関連する協定に規定された JPSM に関するあらゆるメカニズムを作動させるための当事者の合意を認め、そして当事者に対し、「14 マイル地区」を含む、SDBZ の調整に関して定めるかまたは合意し、そして SDBZ を非武装化することを、また安全保障理事会決議 2046（2012）と 2012 年 4 月 24 日の AUPSC 行程表に従って、合同国境監視検証メカニズム（JBVMM）の完全実施を奨励し、また「14 マイル地区」を含む、SDBZ の効果的な JBVMM 監視を十分に確立しそして維持することの重要性を強調し、そして当事者に対し、SDBZ を監視する JBVMM の任務に対して安全を提供するその責任を果たすことを、国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）に許可することで協力することを更に促し、

合同国境監視検証メカニズム（JBVMM）に対する達成条件について両当事者によりなされた著しい進展がないことまた SDBZ を効果的に監視するその能力を縮小している JBVMM に対して課された不必要な妨害を憂慮し、

アビエイ地区を管理する現地機関がないことまた 2015 年 3 月以降合同アビエイ監視委員会（AJOC）の会合の開催における進展がないことに懸念をもって留意し、

スーダンと南スーダン両政府の定期的な対話の重要性を認識し、当事者は、AUHIP の後援の下でアビエイの最終的地位に関する合意に達するため直ちに交渉を再開しなければならないという決議 2046（2012）における国際連合安全保障理事会決定を想起し、全ての当事者に対し、アビエイ地区の最終的地位に関する最終合意に向けて AUHIP により仲介された過程に建設的に関与することを求め、そして当事者は、2011 年 6 月 20 日協定の未解決の側面、特にアビエイ地区協定についての紛争を解決すること、またアビエイ地区会議についての紛争を解決すること、を直ちに実施しそして、アビエイ地区行政とアビエイ警察を直ちに設立しなければならないことを強調し、

両国および諸共同体は、自らが自制を示しそして暴力または挑発に訴える代わりに対話の道を選択するならば多くのものを得ることを強調し、

AUHIP、政府間開発機構、エチオピア連邦民主共和国、スーダンおよび南スーダン担当事務総長特使並びに UNISFA により当事者に対して提供された継続的援助を称賛し、

アビエイ地区全体の平和的な移住の現在進行中のその促進、紛争予防、仲介および抑止によるものを含む、その職務権限を効果的に実施する UNISFA の取組を更に称賛し、そして部隊要員提供諸国の活動について安保理の深い謝意を表明し、また正体不明の攻撃者による 2017 年の初めの UNISFA パトロールに対する発砲を含む、国際連合要員に対するあらゆる攻撃は受け容れられないことを強調し、そしてそのような攻撃は、迅速にまた徹底的に調査されるべきこと、そして責任を有する者は責任を問われるべきことをくり返し表明し、

2017 年 4 月 11 日の事務総長報告書 (S/2017/312) により特徴付けられたアビエイ地区における治安状況に留意し、そしてその展開以降の平和および安定の強化に対する UNISFA の貢献を認めまた文民に対する暴力の再発または文民の移送を予防し共同体間の紛争が起こるのを防ぐ安保理の決意を表明し、

アビエイにおける法と秩序を維持しまた共同体間の紛争を防止するために不可欠な、遊牧民の移動に関する特別の問題を扱う特別部隊を含む、アビエイ地区行政および会議並びに警察の設立の遅れが続いているために、アビエイ地区の行政機関と法の支配の空白に関して安保理の深い懸念をくり返し表明し、そしてこれに関連して、共同体保護委員会を支援しまた強化する、そしてこの問題について両政府と関与することを続ける UNISFA の取組を歓迎し、

暫定機関を設立することとアビエイの最終的地位を解決することにおいて遅れが続いていることと共同体間の暴力の脅威が続いていることが、UNISFA とその他の機関のスーダン人職員がアビエイに帰還することを妨げている現行の緊張を含む、アビエイ地区における緊張の高まりの原因となっていることに懸念をもって留意し、

全ての当事者に対し、アビエイ地区内の共同体間の関係を更に悪化させ得るあらゆる一方的行動を

慎むことを促し、「一方的な住民投票を実施するというンゴク・ディンカによる決定」としてその 2013 年 11 月 6 日の報道声明において AUPSC が述べたものの継続的な潜在的な重要性について懸念を表明し、そしてまたこの文脈で、スーダン政府が、アビエイにおいてその 2015 年 4 月の国政選挙を進めたことに留意し、

人道関係者が、アビエイ地区の 160,000 人の人々に対する援助を提供し続けている現在の人道状況および同地域における国際連合援助の一貫性の重要性を念頭におきつつ、また全ての影響を受けた住民に対する人道援助の提供を促進することの緊急性を強調し、

避難民の自発的な、安全な、尊厳のある帰還および持続可能な社会復帰の、またアビエイを通ったスーダンから南スーダンへの伝統的な移住経路を尊重する平和的で秩序有る移住サイクルの重要性を確認し、そして UNISFA に対し、その職務権限に従ったアビエイ地区における治安を確保するために必要な措置を講じ続けることを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じるアビエイにおける平和と安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、兵器の没収、貯蔵および破壊のための社会資本、制度並びに政策の完了を歓迎し、そして UNISFA に対し、この社会資本の適切な保護を確保することを求め、

避難民の故郷への安全な帰還、安全な移住および生活活動を妨げている、アビエイ地区における地雷および爆発性戦争残存物の残っている脅威について懸念を表明し、

未解決のまま残っている問題に対処し、2011 年 6 月 20 日アビエイ協定を実施しそして UNISFA が直面しているあらゆる運用上の障害を取り除くための取組を更新するという全ての当事者への事務総長の呼びかけを含む、2017 年 4 月 5 日と 2017 年 4 月 11 日の事務総長報告書 (S/2017/293 と S/2017/312) に留意し、

安全保障理事会が、派遣団の文民の長を任命するという事務総長の決定を、決議 2205 (2015) において歓迎したことを想起し、

アビエイおよびスーダンと南スーダンとの間の国境沿いの現在の状況が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成し続けていることを認識し、

1. 決議 1990 (2011) の第 2 項において規定されそして決議 2024 (2011) と決議 2075 (2012) の第 1 項により修正されまた国際連合憲章の第 7 章に基づいて行動する国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) の職務権限を 2017 年 11 月 15 日まで延長することを決定し、決議 1990 (2011) の第 3 項に規定された UNISFA の任務を 2017 年 11 月 15 日まで延長することを更に決定し、そして決議 2024 (2011) の第 1 項の目的のために、JBVMM の業務活動に対する支援は、適切な場合またアドホック委員会の総意による決定によりそのように要請された場合、UNISFA の活動地区および既存の能力の範囲内で、アドホック委員会に対する支援を含むものとするを決定する。

2. スーダン政府と南スーダン政府との間の継続した協力は、両国間の平和、安全および安定並びに将来の関係にとってまた決定的に重要であることを強調する。

3. スーダンと南スーダンは、2011 年 6 月 20 日協定におけるその公約に従って、会議の構成をめぐる行き詰まりを解決することによるものを含む、アビエイ地区行政および会議の設立を緊急に開始しそして石油関連社会資本の保護を含む、アビエイ地区全体の警察機能を引き継ぐことを可能にするため、アビエイ警察を構成するという安保理の要求を更にくり返し表明する。

4. スーダンと南スーダン両政府に対し、アビエイ問題の最終的解決に緊急に合意するため直接交渉を再開することを促し、当事者に対し、AUHIP からの更新された支援を得てこの目的を達成することに対して貢献するため具体的な信頼醸成措置を講じることを求め、AUHIP と事務総長特使に対し、2011 協定の完全実施を求めることに向けた取組を調整し続けることを奨励し、そして事務総長に対し、2017 年 8 月 15 日までにその点についての進展に関して口頭説明することを要請する。

5. AJOC 会合がまだ行われていないことを憂慮し、そして従前の AJOC 決定と 2011 年 6 月 20 日協定の実施を促し、この目的を支援するアフリカ連合イニシアティブの必要性を想起しそしてその更新された関与を奨励し、また事務総長に対し、彼の定期報告書においてこれらの問題に関する進展の評価を提出することを要請する。

6. JBVMM を完全に運用化するための遅れと頓挫した取組に関して新たな懸念を表明し、JBVMM 活動に関する事務総長の達成条件と勧告を想起し、JBVMM の完全な業務能力を達成することにおける継続した投資は、SDBZ を巡る紛争の解決を含む、一連の条件に基づくべきであることに留意し、そしてスーダン政府と南スーダン政府に対し、「14 マイル地区」を含む、SDBZ の安全と透明性を確保するため、JBVMM、JPSM およびその他の合意された合同メカニズムの時宜を得たまた効果的な使用を行うことを求める。

7. 両当事者に対し、国境画定議論の再開、JPSM の定期会合の開始、および完全な移動の自由の許可を含む、2011 年 7 月 30 日の国境監視支援ミッションに関する協定における自らの公約を支持することを求め、そして両当事者に対し、自らの国境取極の実施に対する十分な公約を示しそして 2016 年 6 月 5 日会合に対するフォローアップによるものをまた SDBZ に関する自らの合意に関連した運用上の決定を行うため JPSM の更なる会合を速やかに開催することによるものを含む、この趣旨で必要な措置を講じることを求める。

8. 決議 2024 (2011) に定められた職務権限修正のこの延長は、第 7 項で示された措置に沿って、両当事者がその行動を通して JBVMM の実施に対する明確な公約と確固とした保証を示さない限り、そのような延長の最後となるものとすることを決定し、そして事務総長に対し、2017 年 10 月 15 日までに、メカニズムが完全な運用能力に達したかどうかの状態について報告することを要請する。

9. 承認された部隊の上限を、4,791 名まで減らすことを決定し、そして事務総長に対し、彼の定期的な報告周期の一部として展開の状態についての最新情報を安保理に十分に提供し続けることを要請する。

10. 現場での SDBZ 中心線を確定的に決定するための新たな取組を促し、そして SDBZ の中心線は、国境の現在または将来の法的地位、紛争および争っている地区に関する現行の交渉および国境の画定を少しも害するものではないことをくり返し表明する。

11. 決議 1990 (2011) の第 3 項に規定された UNISFA の文民保護の職務権限は、身体的暴力の差し迫った脅威のもとで、そのような暴力の原因にかかわらず、文民を保護するため必要な行動をとることを含むことを強調し、そしてその点について UNISFA の取組を称賛する。

12. 2011年6月20日協定に違反した、アビエイ地区における南スーダンセキュリティ・サービス要員の断続する駐留およびディフラ石油警察部隊の展開、並びに同領域への武装した民兵のあらゆる入国を非難し、そして直ぐにまた前提条件なしに南スーダン政府がアビエイ地区からそのセキュリティ・サービス要員を完全に再展開しそしてスーダン政府がアビエイ地区からディフラにおける石油警察を再展開するという安保理の要求をくり返し表明し、そして、関連する諸決議、とりわけ決議 1990 (2011) と決議 2046 (2012) に従って、アビエイ地区は、UNISFA およびアビエイ警察以外の、あらゆる軍並びに現地の共同体の武装要素から非武装化されるものとするを更にくり返し表明する。

13. 非武装地区としてのアビエイの地位に関する AJOC の 2013 年 5 月 3 日と 2015 年 3 月 30 日の決定を支持し、アビエイで活動している様々な共同体が、重武装しているという報告についての AUPSC の 2013 年 5 月 7 日のコミュニケにおけるその懸念を強調し、アビエイ地区の行政と治安のための暫定取極に関する 2011 年 6 月 20 日協定が、アビエイは、非武装地区とすべきことそして UNISFA だけが同地区内で武器を携行することを承認されていることを明記していることを想起し、そしてこれに関連して、両政府に対し、アビエイが、必要な場合には武装解除計画を通したものを含めて、効果的に非武装化されることを確保するためあらゆる必要な措置を講じることを促す。

14. UNISFA が、その職務権限に適合してまたその既存の能力の範囲内で、アビエイ地区の行政と治安のための暫定協定に関する 2011 年 6 月協定の署名者、AJOC、およびミセリヤとンゴク・ディンカ共同体と調整してまた「非武装地区」としてアビエイを設立する従前の AJOC 決定に適合して、決議 1990 (2011) の下で承認されたアビエイ地区における兵器の没収および破壊を遂行できることを再確認し、そして UNISFA が、事務総長の定期報告の周期の一部として、アビエイへの兵器の移動およびアビエイ内の兵器の存在、破壊並びに没収について、監視し、文書化しそして報告するという安保理の要請をくり返し表明する。

15. UNISFA に対し、重火器または複数の人が操作に関わる兵器、並びに歩兵携行用対戦車擲弾の緊急の排除に特に優先権を置いた、非武装地区としてのアビエイの地位のあらゆる関連する当事者による完全遵守を確保するための、効果的な戦略および監視制度について、AJOC とのまたミセリヤとンゴク・ディンカ共同体との対話を継続することを要請し、そしてスーダンと南スーダン両政府、AJOC およびミセリヤとンゴク・ディンカ共同体に対し、これに関連して UNISFA との十分な協力を拡大する

ことを求める。

16. 両政府に対し、草の根レベルでの和解過程を通したものと並びに平和構築に従事している非政府組織の現行の取組に対する支援を通したものと、そして共同体の対話を促進することにおける UNISFA の取組を十分に支援することによるものを含めて、女性があらゆる段階に関与することを確保しつつ、アビエイ地区におけるそれぞれの共同体の中に信頼醸成措置を実施するための措置を直ちに講じることを促し、そしてアビエイの全ての共同体に対し、あらゆる自らの関与において最大限の自制を行使しまた激しい衝突を導く可能性のある扇動的な行為または声明を思いとどまることを強く促す。

17. 共同体間の対話のあらゆるレベルにおける女性の参加は、信頼に足るまた合法的な過程を確保するために決定的に重要であることを強調しそして全ての当事者に対し、女性の完全かつ平等な参加を促進することを求める。

18. 交易活動の再開や犯罪の被害者に対する盗まれた財産の迅速な返還または補償の提供を含む、盗まれた財産や家畜の監視により示されたような、ンゴク・ディンカとミセリヤの共同体の間での草の根レベルでの積極的な進展、特に、和解および協力に対する彼らの言及した公約、を歓迎する。

19. 両共同体間の合同平和委員会会合の促進と共通市場の再開を含む、共同体間関係を強化しそしてアビエイ地区の安定と和解を促進するためのミセリヤとンゴク・ディンカ共同体による共同体の対話と取組を支援する、UNISFA の活動を歓迎する。

20. アビエイにおける法と秩序過程の管理を支援しそしてこの問題について両政府との関与を継続するための共同体保護委員会の能力を強化する、既存の能力と資源の範囲内でのそしてミセリヤとンゴク・ディンカ共同体との緊密な調整での、UNISFA の継続した取組を歓迎する。

21. 全ての当事者に対し、UNISFA の平和維持要員とンゴク・ディンカの最高指導者の殺害のアビエイ地区合同捜査審査委員会の捜査後の所見と勧告に十分協力することを求め、AU 委員会に対し、所見と勧告について当事者に関与することを要請している 2015 年 3 月 24 日の AUPSC 報道声明を歓迎し、そしてアビエイ地区の安定と和解を促進する必要性を念頭におきつつ、ンゴク・ディンカの最高指導者の暗殺問題をおしまいにすることを二共同体に可能にする必要性をくり返し表明する。

22. JBVMM とアドホック委員会の十分な業務能力を達成しつつ、並びにアビエイ地区の完全な非武装化を完了しつつ、決議 2046 (2012) に規定された決定のスーダンと南スーダンによる遵守および SDBZ からの全ての部隊の再展開を含む、2011 年 6 月 20 日、6 月 29 日、7 月 30 日および 2012 年 9 月 27 日の協定において規定された彼らの公約に照らして、部隊の可能な再構成について UNISFA の職務権限を適切な場合に再検討し続ける安保理の意図を表明する。

23. 全ての加盟国、とりわけスーダンと南スーダンに対し、全ての要員、並びに UNISFA の排他的なまた公的な使用のための、装備、食糧、援助物資および車両、航空機並びに予備部品を含む、その他の物品の、アビエイおよび SDBZ 全体へのまたそこからの、自由な、妨害のないまた迅速な移動を確保することを求める。

24. スーダンと南スーダンへの入国に対して、その国籍を害することなく、人道要員を含む、軍事、警察および文民の国際連合要員に対して査証を迅速に発行すること、基礎となっている取極、派遣団の活動地区における社会資本の建設および飛行許可を促進すること、並びに後方支援を提供することによるものを含めて、国際連合に十分な支援を提供するという安保理の呼びかけをくり返し、スーダンと南スーダン両政府に対し、スーダンと南スーダンの範囲内からアビエイへのまたアビエイからの旅行を促進することを求め、そして全ての当事者に対し、部隊の地位協定の下での自らの義務を十分に遵守することを更に求める。

25. 開発事業の欠如および基本的な統治サービスが提供できないことは、アビエイの住民に悪影響があることを認識しそしてスーダン政府と南スーダン政府、並びに資金供与者に対し、再建と能力構築を支援することを求める。

26. スーダン政府と南スーダン政府が、JBVMM の移動の自由、並びにアビエイ地区と SDBZ における地雷の特定と除去を確保するため国際連合地雷対策部 (UNMAS) の展開を促進し続けることを要求する。

27. 関与している全ての当事者が、適用可能な国際人道法を含む国際法および国際連合人道支援指導原則に従って、全ての人道要員に、援助を必要としている文民と彼らの業務のために必要なあらゆる

施設に十分な、安全なそして妨害のないアクセスを認めることを更に要求する。

28. 全ての当事者が、あらゆる形態の暴力、人権違反および侵害、国際人道法違反並びに適用可能な国際法に違反した子どもに対する違反と虐待を止めることを強く促す。

29. UNISFA に対し、女性と子どもの保護助言者の展開について迅速な進展を為すことを促す。

30. 事務総長に対し、効果的な人権監視が実施されること、そして安保理への彼の報告書に含まれた結果を確保することを要請し、そして関係する国際連合要員への査証の発行によるものを含めて、この目的のために事務総長に対するその十分な協力を拡大するというスーダン政府と南スーダン政府への安保理の呼びかけをくり返し表明する。

31. 決議 2272 (2016) を想起しそして事務総長に対し、性的搾取と虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNISFA の十分な遵守を確保するため必要な措置を講じることまた決議 2272 (2016) の実施に関するものを含めて、これに関連した UNISFA の進展について安保理への彼の定期的な国別報告書を通して、安保理に十分に通知し続けることを更に要請する。

32. 事務総長に対し、遅くとも 2017 年 7 月 31 日と 2017 年 10 月 15 日の、二つの書面による報告書において、UNISFA の職務権限の実施における進展について安保理に通知し続けること、そして上に言及した協定のあらゆる重大な違反に安保理の早急な注意をもたらし続けることを要請する。

33. UNISFA、国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS)、およびダルフル国際連合・アフリカ連合同合同ミッション (UNAMID) 並びにスーダンと南スーダン担当事務総長特使を含む、同地域における国際連合ミッション間の緊密な協力を確保する事務総長の努力に留意し、そして彼がこの実践を続けることを要請する。

34. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。